

いわばこの不確定性を打ち消そうとする研究者の主観的願望の現れとして持ち込まれているに過ぎない。

(2) 自然科学における因果論と目的論

この目的論と因果論の混同は確かに人文・社会科学に生じやすく、自然科学では生じにくい。それはなぜか？ 自然科学の場合にも研究者が研究対象である自然世界に対し、これを人間の価値観に沿って人為的に再構成しようとする目的論的判断を持つ。自然科学が人文・社会科学と異なる点は、研究対象である自然世界が、人間世界に比べて相対的に目的追求的行動を伴うことが少ないと見なされる点にある。

この点はかつてマルクスが『資本論』の「労働過程」を論じた個所で人間の労働と、蜘蛛あるいは蜜蜂の働きとを区別して労働過程の本質を明らかにした論点から類推が可能である²²。マルクスは次のように述べていた。

「蜘蛛は織匠のそれに似た作業をなし、蜜蜂はその蟻房の構造によって、多くの人間の建築師を顔色なからしめる。しかし最悪の建築師でも、もとより最良の蜜蜂にまさるわけは、建築師が蜜房を蟻で築く前に、すでに頭の中にそれを築いているということである。労働過程の終わりには、その初めにすでに労働者の表象としてあり、したがってすでに観念的には存在していた結果が、出てくるのである。彼は自然的なものの形態変化のみを引起すのではない。彼は自然的なもののうちに、同時に、彼の目的を実現するのである」。

人間は労働過程において自然世界を対象としてこれに働きかける際、その頭脳に設計図のような目的を事前に描いている。労働過程はこの頭脳の中に観念として存在する目的を、自分自身の身体が持つ生理的自然力をもって、対象としての自然に意志的に働きかけることによって実現する過程にほかならない。つまりその行動は明確に目的追求的な意志によって規定されているのである。こ

れに比して蜘蛛や蜜蜂のような自然世界の生物は、蜘蛛の巣や蜜房を作る過程で、事前に巣や蜜房のイメージを設計図のような観念的な目的として持っているわけではない。つまりその行動は目的追求意志に規定されているのではなく、没意志的で生理的な本能に裏打ちされているに過ぎない。

こうして対象としての自然世界は、研究者の属する人間世界に対し一定の目的意志を持って働きかけてくる余地が少ないと前提され得ることになる。

さらに自然科学の対象としての自然世界が基本的に目的追求的行動を伴わないと見なす一方で、主体の研究者の側では作業仮説（目的論）に沿って対象としての自然世界に働きかけ得ると見なされる。このように自然科学においては主体－客体間の関係が主体→客体の一方向的（unilateral）なものとなるため、研究者は自己を研究対象からの働きかけから隔離された観察者（ウォッチャー）として位置付けることが可能となる。

繰り返して言えば、自然科学の場合も、研究対象の自然世界の側から主体の側の人間世界に対する働きかけ（客体→主体）がないわけではない。ただその働きかけは「蜘蛛の巣」の事例が示したように、目的意識的ではなく本能的なもので見なされるため、その働きかけを打ち消す研究者＝主体の側からの隔離が可能と見なされる。だから実験室は、研究者の側から研究対象に対し、作業仮説に合致する一方向的な操作と再構成を加えることが可能な人工的空間として設定され得るのである。

相対的なことではあるが、自然科学が人文・社会科学に比して、目的論と因果論の混同をより生じにくいと言い得る根拠は、まさにこの点にある。と言うのは、実験室の中では、研究対象として自然世界から切り取られた自然の切片が研究者の作業仮説（目的）の実現を阻む方向で能動的な目的追求意志を発揮することがないため、研究者は自

己の対象に対する操作、働きかけを一方向的な変動因として、対象が実際いかなる変化を実現するか、その結果を見ることで、因果論（＝法則）的判断を下すことができるからである。ここでの因果論的判断は仮説の優越性によって左右されることはなく、かりに仮説に沿った結果が実現されない場合は、仮説を押し通すことなく、当然にも仮説に修正が加えられ得るのである。

(3) 目的論に対する無自覚と結果責任の欠如

研究者と研究対象との双方の目的追求による相互連動から、目的論と因果論の混同が生じる事例は、人文・社会科学のなかでも経済学や政治学、教育学など、より学問科学としての確立度の高い学問分野ほど政策学的な実践性が高く、それだけに上記の混同を生じやすい。

実際、社会科学・人文科学の学者はしばしば政権与党・野党の政策審議会、研究会など種々の諮問機関に参加を求められ、かつ具体的な政策の形成と実施過程に関与する機会が多く見られる。そうした場合、学者は政権党または特定党派の政治目的、価値判断との共有を求められる結果、そうした目的を作業仮説とする傾向を免れない。こうして、人文・社会科学系の学者は、今日も戦前戦中の国策研究機関の研究者と同様の理由から目的論と因果論の混同を犯しやすくなるのである。

最後に第三の争点として、研究者が目的論的価値判断を排除し得るとの主観的に「誤った」常識に立って科学研究が遂行される場合が少なからずあり、しかもその研究が結果的に「事実認識の客観性」を十分確保できる場合があり得るという点にも方法的問題が発生する。

そのような研究でも、研究者の主観的な想いは無関係に現実には目的論的価値判断が介在することは避け難く、それゆえその研究成果が社会実践的な目的に有効に利用されることもしばしばである。

こうした場合、研究者はその研究成果がいかな

る社会的、政治的、また経済的な目的（現実的政策）に利用されようと、自己の研究がそうした政策目的やそれにとまなう価値判断とは独立な客観的判断に基づいて行われていると主観的に信じやすい。そしてそうである以上、自分の研究成果を利用して遂行される政策がいかなる結果を来そうと、研究者自身はどのような意味においても結果責任を負う必要性を感じないという事態が起きるのである。

後段で詳述するように、戦前戦中の日本の中国研究の誤りの本質は、まさに研究の結果に対するこの種の自己責任の自覚の欠如にこそあったのであり、中国認識についての誤認や予測の誤りなど「客観的認識」の欠如にあったのではなかった。そして現在の「観察学」的方法に偏した中国研究にもまた、同様の社会的責任に対する無自覚が顕著に見て取れるという点をここでは指摘しなければならない。

以上の三点の争点にかかわって、私の暫定的な方法論上の結論を提示しておけば、次のようになる。

第一に、科学研究から目的論的価値判断やイデオロギー的判断を完全に排除することはできない。むしろ科学研究の歴史（科学史）を振り返れば、目的論的価値判断を持つことによってこそ、科学研究の新たな発見や創見がしばしばなされてきたことが明らかだ。

第二に、科学研究に目的論的価値判断やイデオロギー的判断が不可避に介在するにせよ、「認識の客観性」は目的論的価値判断と因果論的価値判断との混同を克服する努力によって確保することが可能である。

第三に、かりに上述の混同を克服して、「事実認識の客観性」を確保し得たととしても、その研究成果がいかなる政治的・経済的等の目的に利用されるかに関して、研究者は方法的に社会的責任を負う必要があり、その自覚が求められる。

第四に、科学研究から目的論的価値判断やイデ